

## フッガー家と三井家の会計諸表比較研究

片岡 泰彦

### 第1節 まえがき

16世紀ドイツ最大の豪商フッガー家は、1527年に本支店連結の会計諸表（現在の本支店連結財務諸表）を作成した。この表は、ヤーコプ・フッガー2世（富豪=Der Reiche）の死後、経営を受け継いだアントン・フッガー（商人の王=König der Kaufleute）が作成を遂行したものである。

まず、実地棚卸法によって本店及び支店の財産目録（Inventur）が作成された。この財産目録から貸借対照表（Bilanz）と利益計算書（Gewinnberechnung）<sup>(1)</sup>が作り出された。したがってフッガー家の1527年の会計諸表は、財産目録、貸借対照表、利益計算書から成り立っている。そしてアントンは、利益計算書の中で1527年と1511年の2つの資本金を比較することによって、フッガー家全体の期間損益を算出した。すなわち財産法による損益計算の実行であった。

江戸時代の大商人三井家は、1710年（宝永7年）に、大元方勘定目録（現在の本支店連結財務諸表）を作成した。この表は、三井家の創始者であり、当主であった三井高利の経営を受け継いだ子供達が、三井家全体の会計諸表として作り出したものである。誘導法によって作成された大元方勘定目録には、財政状態を示す貸借対照表と経営成績を示す損益計算書が含まれ、財産法と損益法による期間損益計算が示されたのである。

フッガー家及び三井家は、ヤーコプ・フッガーと三井高利という専制的かつカリスマ的経営者の死後、本支店連結の会計諸表を作成したということでは、共通点を持つ。そして、2つの家は、時代も国も、法律も商業上の慣習も異なっていた。さらにフッガー家も三井家も、互いをまったく知らなかった。しかし両家の経営上の特徴、会計システムには多くの共通点が存在していたのである。

本稿は、ドイツと日本を代表する中世の2つの大商家の経営、特に会計諸表を比較検討

することによって、中世の商家の会計システムの特徴を考察することを試みる。

## 第2節 フッガー家

### I フッガー家の経営

16世紀ヨーロッパ最大の豪商、フッガー家はヤーコプ・フッガーの支配の下に、ローマ法王、神聖ローマ皇帝、スペイン国王等の金融機関となり、その活動範囲は、全ヨーロッパとスペイン領アメリカにまで及び、フッガー家以前に、これだけの財産を有した金融業者及び商人は存在しなかった<sup>(2)</sup>。

フッガー家は、アウグスブルクの本店を中心に、ヨーロッパ中に多くの支店と駐在所を置き、「全ヨーロッパの華」と謳われた。後にリヒアルト・エーレンベルクは、この16世紀を中心に南ドイツの商人や金融業者が活躍した経済的繁栄の時代を、「フッガー家の時代」(Das Zeitalter der Fugger)と呼んだのである<sup>(3)</sup>。そして、ペルニッツは、「フッガー家の世界は、ヨーロッパの歴史の象徴であり、それは永久に変わらない」と論述している<sup>(4)</sup>。

フッガー家は1367年、ハンス・フッガー (Hans Fugger) が、レッヒフェルトのグラベン (Graben am Lechfeld) の村からアウグスブルクへ移住した時に始まる。その時ハンスは、一介の織匠 (Weber) にしかすぎなかった。

当時のアウグスブルクは、都市貴族に代わって織物工のツunftが勢力を有し、多額の利益を得ていた。ハンスは、親方の地位を得た後、ツunft・マイスターの娘クララ・ヴィードルフ (Klara Widorf) と結婚し、1370年には市民権を獲得した。その後、妻のクララが死亡したので、1382年にはツunftの有力者の娘エリザベート・グファッターマン (Elisabeth Gfattermann) と再婚した<sup>(5)</sup>。そしてハンスは、岳父の支援の下に、ツunftの評議員及びヴェストファーレンの裁判所陪審員となるのである。

ハンスは、織匠としてまた商人としても活躍し、当時としては少なくない額である3,000フロリンの財産を残して、1408年に没している。ハンスには、アンドレアス (Andreas) とヤーコプ (Jakob) という2人の息子がいた。未亡人エリザベートは、2人の息子と商売を続け、1417年における彼女の財産税は、バルトロメウス・ウェルザー (Bartholomäus Welser) をも凌いだ<sup>(6)</sup>。

2人の息子は、未亡人であった母のエリザベートが1436年に亡くなった後、18年間を共

同で働いたが、1454年には店を2つに分けたため、フッガー家は2家に分離した。そして2つの家では、皇帝からそれぞれ紋章を授与された。その紋章の図柄から、アンドレアスは鹿紋章のフッガー、ヤーコプ（老ヤーコプ=Jacob der Alte）は、百合紋章のフッガーと呼ばれた。アンドレアスには、4人の息子がおり、鹿紋章のフッガーは、事業を拡張していったが、やがて経営に失敗し倒産する。

一方、百合紋章のフッガーは、商売を続け、経営規模を拡大していく。そしてヤーコプ（老ヤーコプ）は、織匠ツンフトの支配人、徴税吏、亜麻布検査員、判事等になり、ティロルの鉱山業との取引、南イタリア諸都市の交易へと進出したのである。

老ヤーコプは、妻バルバラ（Barbara）との間に、11人の子（男7人、女4人）があった<sup>(7)</sup>。1469年に老ヤーコプが死亡したので、彼の息子達、長男のウルリッヒ（Ulrich）、五男のペーター（Peter）、六男のゲオルク（Georg）を中心に、フッガー家の管理を引き継いだ。そしてペーターが死亡した1473年、ウルリッヒとゲオルクは、弟（七男）のヤーコプ2世（後の富豪）に聖職をやめて、フッガー家の事業に参加するように要請する。その時ヤーコプ2世は14歳の若さであった。

その年（1473年）、ヤーコプ2世は、ヴェネツィアのドイツ人商館（フォンダコ・ディ・テデスキ=Fondaco dei Tedeschi）に勉強のため派遣された<sup>(8)</sup>。若きヤーコプにヴェネツィアが与えた影響は、計りしれないものがあった。ヤーコプは、ヴェネツィアで、多くの教養を身につけるが、その中には簿記技術があった。この簿記技術は、後にフッガー家の事業上の一大戦力となるのである。

1494年、ウルリッヒ、ゲオルク、ヤーコプの3兄弟は、今までの家族経営を会社経営へと組織化したのである。まさにフッガー合名会社の誕生であった。この新設の会社は、「ウルリッヒ・フッガーと兄弟会社」（Ulrich Fugger und Gebrüder）と呼ばれた。

その後、3兄弟のうちゲオルクが1506年に、ウルリッヒが1510年に死亡したので、ヤーコプは名実ともにフッガー家の当主となった。そこで、1494年以来続いてきた、ウルリッヒ、ゲオルクそしてヤーコプ3兄弟の出資形態による会社経営は終わり、「ヤーコプ・フッガーと彼の甥達」（Jacob Fugger und seine Gebruders Söhne）と改名した<sup>(9)</sup>。フッガー家には、ウルリッヒの息子の小ウルリッヒとイエロニムス、ゲオルクの息子のライムントとアントンが残っており、企業参加の意向を示したのである。

ヤーコプは、独占支配体制の下にフッガー家の家憲を確立した。フッガー家の資本は、フッガー家一族の男子社員の共同出資とし、女子と聖職者は出資者から除かれた。そして社員の出資額を基本財産 (haubtgut) とし、利益額は出資額に比例して配分され、各社員の私的引出金を差し引いた額を、各社員の資本持分としたのである。

ヤーコプは、1511年にフッガー家全体の会計決算を遂行し、会計諸表を作成している。ヤーコプは、商業取引、鉱山経営、金融業の三位一体的大企業経営を運営し、フッガー家を大会社に発展させたのである。その後1526年1月30日に、ヤーコプが死亡した。しかし、彼には子供がいなかったため、ヤーコプの甥、アントン・フッガー (Anton Fugger) が、フッガー家の当主となり、フッガー家の管理を引き継いだのである。

## II フッガー家の会計

フッガー家の会計決算手続きは、アウグスブルクの本店を中心に遂行された。1526年、フッガー家の当主となり、後に商人の王と呼ばれるアントン・フッガーは、まずフッガー家全体の財産調査に着手した。

そして、アントンは、1527年、1533年、1546年、1553年とフッガー家全体の財産目録、貸借対照表を作成し、損益計算を遂行した。特に1527年のフッガー家の会計諸表の作成は、重要である。それは、まずアウグスブルク本店から各支店への財産目録作成の命令によって開始された。各支店の支配人は、支店の財産目録を、項目別にその地方の貨幣単位で作成し、本店へ送付した。本店では、支店から送付された支店別目録を基礎として、本支店全体の財産目録を作成した<sup>(10)</sup>。

1527年の財産目録 (Inventur) は、負債 (Passiva)、資産 (Aktiva)、棚卸帳簿 (Inventarbuch)、黒帳簿 (Schwarzesbuch) の4つの部分から構成される。負債は、各支店の目録、手形帳 (Wechselbuch)、ハンガリア取引 (ungar handlung)、使用人勘定 (Diener) に区分されている。資産は、各支店の目録、手形帳、宮廷帳 (Hofbuch)、ハンガリア取引、不動産 (liegenden guetern) に区分される。棚卸帳簿には、納屋 (Stadel)、家屋 (Häusel)、庭園 (Gärten)、精錬所 (Hüttenwerke)、鉱業所有権 (Bergwerksanteile) 等の金額が示されている。黒帳簿には、回収困難と思われる不確実な債権金額が記録されている。

1527年の貸借対照表は、財産目録を基礎に作成されている。左に負債、右に資産が相並

んで、各支店別に、財産目録の順序に従って配列されている。資産と負債の評価は、財産目録に記録された各支店別の合計金額を、金貨 (Golt) と鑄貨 (Müntz) の2種の貨幣に区分して示されている。これは、フッガー家の各支店が、ヨーロッパ全域に及んでおり、各支店はそれぞれの地域で採用されている貨幣単位で、評価・記録したのである。そして、アウグスブルク本店では、それぞれの貨幣単位をライン・グルデンの金貨と鑄貨に換算・統一したのである。ただし、棚卸帳と黒帳簿の項目は、貸借対照表から除外されている。

貸借対照表の合計金額は、2つの方法で締め切られている。第1の方法は、資産の鑄貨と金貨の合計金額、3,000,588グルデンから、負債の鑄貨と金貨の合計金額867,797グルデンを差し引くことによって、資本金2,132,791グルデンを算出している。

第2の方法は、鑄貨と金貨を区別し、それぞれ資産から負債を差し引くことによって、鑄貨1,355,816グルデンと金貨776,975グルデンの差し引き金額を算出している。そして最後に鑄貨と金貨の各差し引き金額を合計することにより、資本金2,132,791グルデンを算出している。そして第1の方法と第2の方法の金額を一致させることによって検算 (Probe) を計っているのである。

1510年、ウルリッヒ1世が死亡し、ヤーコプがフッガー家の経営を受け継いだ時、ヤーコプはフッガー家の財産調査を実施し、第1回目の決算を行い、各家族の財産持分額を決定した。この時に作成されたのが1511年の利益計算書 (= 損益計算書) である。この利益計算書は、1511年のフッガー家の財産総額、各社員の財産持分額、資本総額を示す表としても重要であるのみならず、1527年の利益計算書の基礎資料として重要な意味を持つ。1511年の利益計算書では、1527年の利益計算にも必要な1511年の各社員の持分金額を計算し、1511年のフッガー家全体の資本金額196,791グルデンを算出している。1527年の利益計算書では、1527年の財産目録、貸借対照表、そして1511年利益計算書を基礎として作成されている。この利益計算書は、1527年の資本総額、1511年と1527年の間の利益額、ヤーコプと彼の甥達等各社員の出資額と利益配当額、各社員の私的引出金と持分額、そしてフッガー一家の1527年の真の資本金 (rechte capital) を示している。貸借対照表では、貨幣単位が金貨と鑄貨に区分されていたが、利益計算書では金貨に統一されている。すなわち1527年の利益計算書では、金貨で統一された資本総額2,032,652グルデンから諸寄進11,450グルデンを差し引いた金額2,021,202グルデンが資本金として算出される。そして2,021,202グ

ルデンから1511年の資本金196,791グルデンを差し引いた金額1,824,411グルデンを、17年間の利益として算出する。そしてこの17年間の利益額を、ヤーコプ、ライムント、アントン、イエロニムスの各社員に1511年の各社員の持分の割合に応じて配分される。

そしてそこから各社員の私的引出金を差し引いたそれぞれの額を、1527年の各社員の資本持分とする。そして資本持分の合計金額1,590,869グルデンに諸寄進11,450グルデンを加算した金額1,602,319グルデンを、真の資本金として示しているのである<sup>(11)</sup>。

1527年のフッガー家の会計諸表における資本と利益計算の関係は、次のような式で示すことができる。

$$\begin{aligned} \text{期末資産} - \text{期末負債} &= \text{期末資本} \\ (\text{期末資本} - \text{諸寄進}) - \text{期首資本} &= \text{利益} \\ \text{期末資本} - \text{私的引出金} &= \text{真の資本金} \\ \text{真の資本金} - \text{諸寄進} &= \text{主要財産} \end{aligned}$$

期末資産 (1527年)	=3,000,588グルデン
期末負債 (1527年)	= 867,797グルデン
期末資本 (1527年)	=2,132,791グルデン
期末資本 (金貨に統一)	=2,032,652グルデン
期首資本 (1511年)	= 196,791グルデン
利 益 (17年間)	=1,824,411グルデン
私的引出金	= 430,332グルデン
諸寄進	= 11,450グルデン
真の資本金	=1,602,319グルデン
主要財産	=1,590,869グルデン

図 1527年のフッガー家の会計諸表

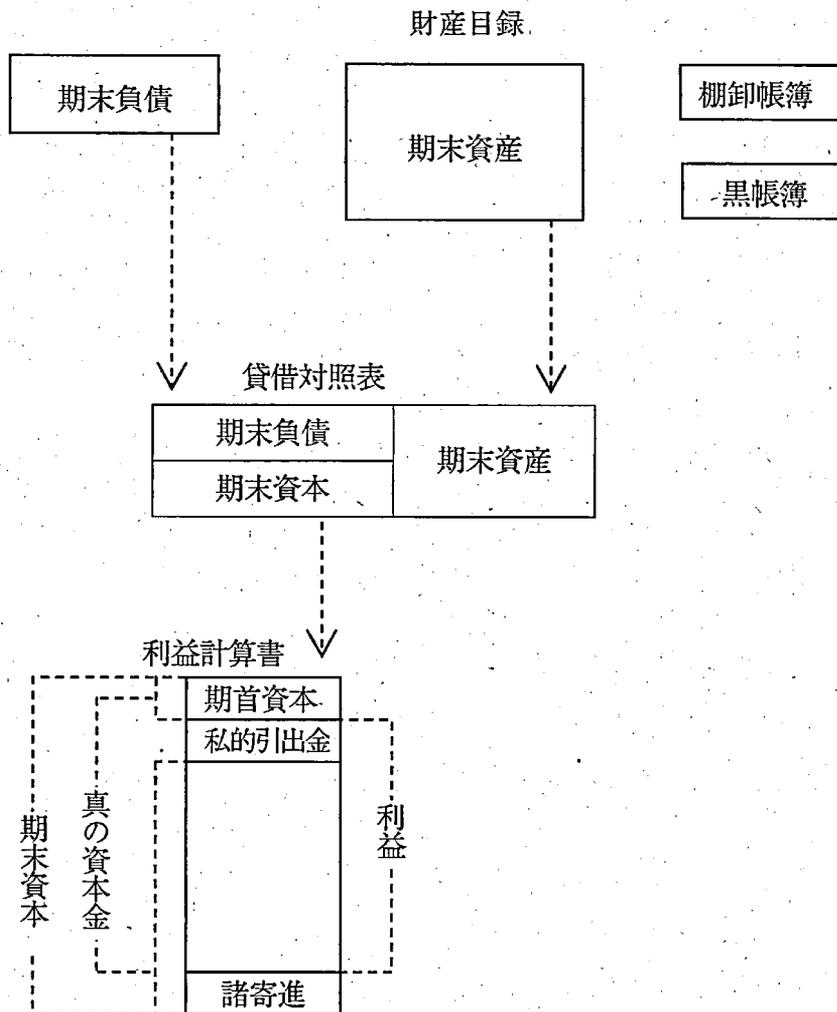


表 1 1527年の各社員の利益配当と資本持分額

社員名	内容	1511年の基本財産の対する持分	17年間の利益額と1527年の利益配当	各社員の私的引出額 (アウグスブルクの財産目録に記録)	1527年の各社員の資本持分	
ヤーコプ		グルデン 88,875	グルデン 720,950	グルデン △ 142,035	グルデン 667,790	
ライムント		26,128.5	325,978.5	△ 101,875	250,232	
アントン		26,128.5	325,978.5	△ 60,356	291,751	
イエロニムス		55,659	451,503	△ 126,066	381,096	
合計		196,791	1,824,411	△ 430,332	1,590,869	
					11,450	諸寄進
					1,602,319	資本金額

フッガー家の会計主任であったマッティウス・シュヴァルツ (Matthäus Schwarz) は、1516年、1518年そして1550年に簿記書を執筆した。ただし、この簿記書は出版されず、またこの原稿は現存していない。しかし、この原稿について16世紀半ばごろに、3冊の写本が作成されていた。この貴重な3冊の写本を「シュヴァルツ簿記の写本」と呼ぶ<sup>(12)</sup>。「シュヴァルツ簿記の写本」の内容は、大きく4つに分類できる。「解説」「3種の簿記」「決算と利益算出の方法」そして「第4例題」である。このうち、ここで特筆したいことは、「決算と利益算出の方法」である。「決算と利益算出の方法」の中で作成された会計表で、シュヴァルツは財産法と損益法の2つの方法による損益計算法を示した。

この会計表には、1547年1月1日から、1553年12月31日までの7年間の損益計算が2つの方法によって示されている。

第1法は、1553年12月31日と1547年1月1日の資本金270,000グルデンと150,000グルデンを比較することによって、7年間の利益120,000グルデンを算出している。そして1553年の資本金270,000グルデンは、同年の資産300,000グルデンから負債30,000グルデンを差し引くことによって算出されている。そして1547年の資本金150,000グルデンは、同年の資産200,000グルデンから負債50,000グルデンを差し引くことによって算出されているのである。

第2法は、7年間の総収益250,000グルデンから7年間の総費用130,000グルデンを差し引くことによって同じく7年間の利益120,000グルデンを算出している。そしてこの2つの方法から算出された利益が同額であることをもって、利益計算の検証をしているのである。

この2つの利益の計算方法を式で示してみる。

(第1法)

期首資産(200,000グルデン)－期首負債(50,000グルデン)＝期首資本(150,000グルデン)

期末資産(300,000グルデン)－期末負債(30,000グルデン)＝期末資本(270,000グルデン)

期末資本(270,000グルデン)－期首資本(150,000グルデン)＝純利益(120,000グルデン)

$$A_0 - P_0 = K_0 \quad A_1 - P_1 = K_1 \quad K_1 - K_0 = RG$$

$A_1$  = 期末資産、  $P_1$  = 期末負債、  $K_1$  = 期末資本  
 $A_0$  = 期首資産、  $P_0$  = 期首負債、  $K_0$  = 期首資本  
 $RG$  = 純利益

## (第2法)

収益(250,000グルデン) - 費用(130,000グルデン) = 純利益(120,000グルデン)

$$G - V = RG$$

$$G = \text{収益} \quad V = \text{費用} \quad RG = \text{純利益}$$

以上論述したように、フッガー家は1527年の本支店連結財務諸表を、実地棚卸法すなわち財産目録法によって作成した。そしてその財務諸表の中で、財産法による期間損益計算を遂行した。そして、フッガー家の会計主任シュヴァルツは、手書本の中で、損益法と財産法による損益計算を示した。したがって、フッガー家においては、損益法と財産法による期間損益計算の思考が存在していたものと考えられる。

## 第3節 三井家

## I 三井家の経営

三井家は、江戸時代の日本を代表する大商人であり、鴻池家、住友家と共に日本三大富豪の一つである<sup>(13)</sup>。三井家の創始者は、三井八郎兵衛高利(宗寿)であり、三井家は高利が、1673年(延宝元年)に、江戸本町1丁目に越後屋呉服店を開いたことを嚆矢とする。この年、高利はすでに52歳であった。

同年、高利は京都に呉服店を、1681年(延宝8年)には、江戸駿河町で両替店を始める。さらに、1683年(天和3年)には、越後屋呉服店を駿河町に移し、呉服業と両替業を営んだのである<sup>(14)</sup>。

この駿河町の呉服店では、「現金払い、かけ値なし」で、一般市民への「切売り」を実行していた。すなわち越後屋は、採算を度外視して、低価格の入札によって、大名出入りの看板を得る他の業者と異なり、大衆消費者を顧客とする薄利多売の経営を遂行したので

ある<sup>(15)</sup>。

1686年（貞享3年）2月に、高利は住まいを伊勢松坂から京都へ移し、住まいの一角に京都両替店を設けた。1687年（貞享4年）には、江戸駿河町に綿店を、同年10月には幕府弘方御納戸御用達となり、呉服御用所を開設した。さらに、1691年（元禄4年）には、大坂に両替店と呉服店を開いた。そして三井における両替店は1691年（元禄4年）に幕府の公金御為替を引き受けて以来、三井家の重要な業務の基盤となったのである<sup>(16)</sup>。すなわち、三井家は、京都、江戸、大坂の三都市を中心に、呉服業と両替業を営み、多角的な経営を遂行したのである。

高利は、1686年（貞享3年）以後、京都で全事業を独占的に統轄した。その理由は、全店舗を一括して管理することが効率的と考えたからである。そして子供達の家計に対しては、経営と区分する「経営と家計の分離」を計った。高利が思考した経営理念は、「一家一本、身上一致」の方針であり、三井家の財産は各人に分割して相続させるものではなく、財産全体を一括して管理し、子供達は所有の分割を請求せず、利益の配分のみを受領できるものとした。

三井家が採用した財産の所有形態は、所有者達が、自分達の財産全体を所有し、分割請求できない総有形式であった。日本の江戸時代の大商家の財産の所有形態は、この総有が多く見られる<sup>(17)</sup>。その点、ドイツのフッガー家が、所有者達が、財産の分割請求が可能な共有を採用していたことと異なる。

三井家の創始者高利は、1694年（元禄7年）5月に没する。この時、高利には十男五女があり、その他に一庶出子、二養子があった。そのうち養子にいった五男と庶出子、嫁にいった五女、早世した七男、八男、次女、三女以外は、三井家の出資者としたのである。そして三井家の使用人達は重要視されながらも、出資者になることはできなかった。その理由は、子供達の人数の多さにあったものと思われる。また鴻池家では、使用人が本家の家族とともに貸付業に加担しており、三井家と異なる。

高利の没後、16年目の1710年（宝永7年）に三井家の同族を管理機関とする大元方が設置された。大元方は、高利から相続した財産を資本として所有し、高利の子供達からなる総本家、本家（5軒）、連家（3軒）の計9軒が、資本の管理と運営を実行する機関であった<sup>(18)</sup>。連家は後に5軒となった。

形式上、大元方の家族構成員は、自分の財産を資本として大元方へ出資し大元方はそれを呉服店や両替店へ投資し、各店から利益を受領し、その利益を家族構成員に、一定の比率で配当した。そして各家族は、その配当金によって、家計を維持したのである<sup>(19)</sup>。したがって、大元方は、持株会社 (Holding company) の一種であったと言える。三井家では、大元方が各店へ投資する資本金を「<sup>たて</sup>建」または「<sup>もとだてきん</sup>元建金」と呼び、各店が大元方へ支払う利息を「<sup>こうのうきん</sup>功納金」と呼んだ。「功納金」の利率は、店によって異なり、半年で15%から、8.57%が定められた。なお、江州の中井家では、これと同様の制度が採用され、この利息を「<sup>しょうきん</sup>性金」と呼んでいる。

## II 三井家の会計

三井家の会計手続きは、大元方を中心に遂行された。大元方では、「金銀出入帳」、「金銀出入寄」、「大元方勘定目録」の3帳簿が採用された。

「金銀出入帳」には、すべての現金取引が記入された。現在の仕訳帳に当たる帳簿である。そして「金銀出入帳」に記入された取引項目は、「金銀出入寄」に転記された。この「金銀出入寄」は、現在の元帳に相当する帳簿である。しかし、この「金銀出入寄」には、残高勘定も損益勘定もなく、決算における、損益及び残高計算は、「大元方勘定目録」の中で遂行された<sup>(20)</sup>。

現在の決算報告書たる「大元方勘定目録」は、(1)「金銀預り方」(=負債・資本)と「金銀貸し方」(=資産)、(2)「<sup>いりかたおほえ</sup>入方覚」(=収入)と「<sup>はらいかたおほえ</sup>払方覚」(=支出)そして(3)「<sup>もとだてさしひき</sup>元建差引」の3つの部分から成り立っている。

「金銀預り方」には、正有金銀高及び預り金等の資本と負債が計上され、「金銀貸し方」には、各店への元建金、貸付金、現金他等の資産が計上されている。そして「金銀預り方」と「金銀貸し方」の差額から純損益を算出している。この表は財産計算を目的としており、貸借対照表に相当するものである。

「入方覚」には、各店からの功納金、受取家賃等の収益が計上され、「払方覚」には、各家への配当金等の費用が計上される。そして「入方覚」と「払方覚」の差額から純損益を算出している。そして「金銀預り方」と「金銀貸し方」から算出された純損益と、「入方覚」と「払方覚」から算出された純損益の2つの金額の一致をもって純損益の正確性の検

証を果している。現在の損益計算書に相当する部分である。

不動産については、財産計算から除外されている。すなわち、貸借対照表の資産・資本の部分には、不動産の額が計上されていない。したがって「元建差引」で、期首資本に不動産評価額を加算すること等による修正計算が遂行されているのである。

会計上の決算は、年2回遂行されている。高利没後の1710年（宝永7年）前期に作成された「大元方勘定目録」では、上述したように、「金銀預り方」と「金銀貸し方」の財産計算部分と「入方覚」と「払方覚」の損益計算部分そして「元建差引」の資本修正部分の3つからなる。

「金銀預り方」では、期首資本〔正有金銀高〕（5,109貫455匁9分6厘5毛）と期末負債〔預り金〕の合計額（6,632貫908匁5分6厘7毛）から「金銀貸し方」の資産合計額（6,457貫796匁3分2厘7毛）を差し引くことにより、純損失〔此高遣過〕（175貫112匁2分4厘）を算出する。

さらに「入方覚」の収益額（669貫340匁7分4厘3毛）と「払方覚」の費用額（844貫452匁9分8厘3毛）を差し引くことにより、純損失〔払過〕（175貫112匁2分4厘）を算出している。すなわち、財産計算と損益計算の2つの方法によって純損失（175貫112匁2分4厘）を算出しているのである。

この財産計算では、期末資産－（期首資本＋期末負債）＝純損益の等式によって純損失が算出されている。この期末資産－（期首資本＋期末負債）は、（期末資産－期末負債）－期首資本となり、（期末資産－期末負債）は期末資本であり、最終的には、次のように期末資本－期首資本＝純損失の等式が導き出される<sup>(21)</sup>。

$$A_1 - (K_0 + P_1) = RV$$

$$A_1 - P_1 - K_0 = RV$$

$$A_1 - P_1 = K_1$$

$$K_1 - K_0 = RV$$

$$A_1 = \text{期末資産、} K_0 = \text{期首資本、} K_1 = \text{期末資本、} P_1 = \text{期末負債、} RV = \text{純損失}$$

そして損益計算の部分でも、収益－費用＝純損失の等式によって、純損失が導かれている。

$$G - V = RV$$

$$G = \text{収益、} V = \text{費用、} RV = \text{純損失}$$

すなわち、三井家の大元方勘定目録では、期末資本と期首資本の差し引きによる財産法と収益と費用差し引きによる損益法の2つの方法による純損益の一致を示したのである。

「元建差引」では、期首の資本〔正有金銀高〕(5,109貫455匁9分6厘5毛)から純損失〔払過〕(175貫112匁2分4厘)を差し引き、不動産の評価額を計上することによって、不動産が加算された期末の資本〔有物也〕(8,864貫173匁7分2厘5毛)を算出しているのである。

すなわち、1710年前期の決算における貸借対照表では、不動産評価額を除いた期末資産、期首資本が示され、期末資本も計算されたが、不動産評価額を加算した期末資本は、「元建差引」で示されたのである。ただし、不動産について減価償却の計算は、遂行されていない<sup>(22)</sup>。

表2 1710年前期の三井家の大元方勘定目録

## (貸借対照表)

金銀貸し方	金銀預り方
資 産	負 債
6,457貫796匁3分2厘7毛	〔両替店預り〕 1,134貫481匁3厘2毛 〔本店預り〕 370貫636匁4厘 〔松坂店預り〕 7匁5分3厘 〔その他〕
純損失〔此高遣過〕 175貫112匁2分4厘	資 本
	〔正有金銀高〕 5,109貫455匁9分6厘5毛
合計=6,632貫908匁5分6厘7毛	合計=6,632貫908匁5分6厘7毛

## (損益計算書)

払方覚	入方覚
費 用	収 益
884貫452匁9分8厘3毛	669貫340匁7分4厘3毛
	純損失〔払過〕 175貫112匁2分4厘

## 第4節 フッガー家と三井家の会計制度の比較

フッガー家の1527年の会計諸表と三井家の1710年の大元方勘定目録の主たる類似点と相違点を探ることにより、両家の会計を中心とする経営上の類似性と相違性について検証を試みる。

### I 類似点

- (1) 両家とも、ドイツ及び日本を代表する大商人であった。フッガー家は、16世紀ヨーロッパ最大の豪商であり、三井家は、江戸時代の日本を代表する大商人である。
- (2) 両家とも、家族を中心とする合名会社であった。フッガー家は、兄弟、甥達を出資者とする合名会社であり、「ウルリヒ・フッガーと兄弟会社」とか、「ヤーコプ・フッガーと彼の甥達」等と呼ばれた。三井家も、兄弟を中心とする出資者から構成される合名会社であった。両家とも、出資者は親子兄弟の家族に限られ、使用人は出資者になることはできなかった。
- (3) ヤーコプ・フッガーも三井高利も、経営と家計を分離する独占的家憲を作成した。ヤーコプは、「ヤーコプ・フッガーと彼の甥達」と呼ばれたように、彼自身の独占的支配体制の下に女性家族には相続できない、男性家族のみの出資者による財産分割の原則を打ち立てた。そして、各出資者の基本財産、利益配当金、私的引出金、資本持分等を明確に計算する制度を設立したのである。三井高利も、全事業を独占的に支配し、「一家一本、身上一致」の建（たて）と呼ばれるように財産を全体的に管理し、経営と家計を分離する制度を設立した。
- (4) 両家は、多角的経営に従事した。フッガー家は、商業取引、金融業、鉱山経営等を遂行したが、三井家も商業取引（呉服店）、金融業（両替店）等を営んだ。
- (5) 両家は、ともにそれぞれの国及び地方の有力者達を重要な顧客とした。フッガー家は、ローマ法王、皇帝、スペイン王室等の重要な金融業者であったが、三井家は幕府や大名（後には明治政府）等の金融業者となった。
- (6) 両家は、有名な当主の死後、初めて重要な本支店連結の会計諸表を作成した。フッガー家は、ヤーコプ死後の1527年に、アントンが本支店連結の決算書を作成した。そして

三井家は、三井高利の死後の1710年に、子供達が大元方勘定目録を作成した。

- (7) 両家は決算時に、本店で財産計算と期間損益計算を遂行した。したがって、資本金と利益計算の概念は本店にのみ存在したのである。
- (8) 両家とも、企業全体の財産計算において、金銀2つの貨幣単位を採用したが、最後には2つの貨幣を1つの貨幣単位に統一したのである。

## II 相違点

- (1) フッガー家の会計決算は、定期的ではなく、会計期間は、6年、7年、17年と長期間にわたり、当主が変わった時に遂行されることもあった。これに対し、三井家の会計期間は、規則的であり、会計上の決算は、原則として1年に2回遂行された。
- (2) 両家は、資産の評価に金銀2種類の通貨を採用したが、フッガー家は2種類の通貨を金貨に統一したのに対し、三井家では2種類の通貨を銀貨に統一した。
- (3) フッガー家では、企業全体の基本財産における自分の持分から各社員の私的引出金が許されたが、三井家では財産からの私的引出金は許されなかった。
- (4) フッガー家は、財産目録法（実地棚卸法）に基づいて、財産目録、貸借対照表、利益計算書を作成した。しかし三井家は、会計帳簿に基づく誘導法によって、「大元方勘定目録」（＝貸借対照表と損益計算書）を作成した。
- (5) フッガー家では、会計主任のシュヴァルツが、簿記書の中で損益法と財産法による期間損益計算を示したが、実際には2つの資本金の比較による財産法によってのみ、期間損益を算出した。一方三井家は、損益法を財産法の2つの方法によって期間損益計算を遂行した。
- (6) フッガー家の経営は、シュマルカンデン戦争（1546年～1555年）を転機に衰退を始め、商業革命によって弱体化し、さらにスペイン王室への貸付に対する支払停止によって、決定的打撃を受け倒産した。しかし、三井家は多くの財政上及び政治上の危機を乗り越え、経営を続行した。例えば、明治維新時に、幕府の御用商人であった三井家が、熟慮の末、朝廷方に加担し、軍資金を提供し、新政府に協力することによって、明治維新という時代の変革を乗り切ったのである<sup>(23)</sup>。そして現在、三井家の経営は、三井不動産、三井物産、三井銀行（現在の三井住友銀行）、三越百貨店を始めとする多くの三井系の

企業の中に生かされているのである。

## 第5節 あとがき

ドイツと日本を代表する中世の大商人、フッガー家と三井家はともに家族出資者からなる合名会社であり、大規模な多角経営を展開した。そして両家とも当時の政治上の権力者と強く結び付き、経営基盤を確立していったのである。

当時のドイツと日本は、商習慣も、法律制度も異なり、会計制度も確立していなかった。16世紀のドイツは、イタリアで生成・発展した複式簿記が、ニュルンベルクの商人やアウグスブルクの商人によって、やっとならヴェネツィアから導入された時代であった。ヤーコプは、ヴェネツィアで学んだ会計制度をフッガー家へ導入し、アントンやシュヴァルツがその会計制度を発展させる努力を試みたのである。

18世紀の江戸時代は、いまだイタリア式複式簿記が日本に導入されておらず、商人達は大福帳と呼ばれる単式簿記によって会計を記録していたのである。しかし、三井家は独自の会計制度を発展させるのである。

フッガー家は、アウグスブルクを中心にヨーロッパ中に支店網を設置し、活動範囲を拡げた。一方三井家は、フッガー家に比べれば日本という狭い土地ではあるが、江戸、大阪、京都とその経営上の勢力を拡大していったのである。

フッガー家も三井家も、独裁的当主であるヤーコプと高利の死後の1527年と1710年に、会計史上重要な会計決算を遂行した。そして貸借対照表と損益計算書に当たる会計諸表を作成し、その中で期間損益計算を遂行したのである。フッガー家は、実地棚卸に基づく本店と支店の財産目録を作成し、そこから本支店連結の貸借対照表と利益計算書を作成した。ただし、財産目録には詳細に記入された不動産と不良債権は、貸借対照表からは削除された。損益計算については、財産法による期間損益のみが算定されたが、損益法による損益計算の方法を知っていたことは十分考えられる。なぜなら、マッティウス・シュヴァルツの写本の中に、財産法と損益法による期間損益計算の方式が示されていたからである。

三井家は、フッガー家と異なり、会計帳簿による誘導法によって大元方勘定目録を作成し、その中で貸借対照表と損益計算書に当たる会計表を作成した。ただし不動産については、削除され、別の項目として記録された。そして三井家は、この大元方勘定目録の中で、

財産法と損益法による期間損益計算の方法を示した。この計算方式は、現代の複式簿記による計算方法と類似している。

フッガー家と三井家は、定期的または不定期に会計決算を遂行し、本店と支店を連結する会計諸表を作成し、その中で資本計算と利益計算を遂行したのである。この資本と利益の計算を中心とする会計システムは、両家の継続と発展のために、重要な役割を果たしたのである。

(注)

- (1) 現代の会計用語では損益計算書であるが、シェトリーダーの文献に従い利益計算書とした。Strieder, Jacob, *Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527*, Tübingen, 1905, S.111.
- (2) 拙著『ドイツ簿記史論』森山書店, 1994年11月, 17頁。
- (3) Ehrenberg, Richard, *Das Zeitalter der Fugger: Geldkapital und Creditverkehr im 16 Jahrhundert*, 1896, 3Aufl., 1992.
- (4) Pölnitz, Götz Freiherr von, *Anton Fugger*, 3 Band, Tübingen, 1971, Vorwort.
- (5) 松田 緝「ヤーコプ・フッガー(1)」久留米大学「産業経済研究」第4号, 1959年5月, 49頁。
- (6) 松田 緝, 前稿, 50頁。
- (7) 松田 緝, 前稿, 51頁。
- (8) Kellenbenz, H., Der Stand der Buchhaltung in Oberdeutschland zur Zeit der Fugger und Welser, *Die Wirtschaftsprüfung*, Heft, No.V., 1970. S.622. Strieder, Jacob, *Jacob Fugger der Reiche*, Leipzig, 1926, SS.7-20.
- (9) 諸田 實『フッガー家の時代』有斐閣, 1998年5月, 3-4頁。
- (10) フッガー家の1527年の会計諸表については、拙著『ドイツ簿記史論』17~53頁を参照されたい。このフッガー家の1527年の会計諸表は、Strieder, J., *Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527*で正確に複製されている。ただし筆者の研究では、デイリンゲン(Dillingen)のフッガー文庫(Fugger-Archiv)での実地調査を基礎としている。
- (11) 拙著『ドイツ簿記史論』37頁。
- (12) シュヴァルツの3冊の写本は、ペンドルフが1911年ごろに、ヴァイトナウエル(Weitnauer)が1931年に、ポーランドのグダニスク(ドイツ語名ダンツィヒ)とエルブロング、そしてオーストリアのウィーンに、それぞれの存在を確認したことがあった。そして、1980年から1981年にかけて筆者は、ウィーンのオーストリア国立図書館(Österreichische Nationalbibliothek)とポーランドのグダニスク図書館(Biblioteka Gdańska)に、シュヴァルツ簿記の写本が保管されていることを確認した。さらに、1984年8月に、ウィーンのホーフブルク(Hofburg)内のオーストリア国立図書館で、シュヴァルツの写本を、筆者は実際に調査する機会を得た。  
シュヴァルツ簿記の詳細な内容については、拙著『ドイツ簿記史論』55~58頁を参照されたい。Penndorf, B., *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, Leipzig, 1913, S.48. Weitnauer, A., *Venezianischer Handel der Fugger; nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz*, München und Leipzig, 1931.
- (13) 安岡重明, 天野雅敏編著『日本経営史1—近世的経営の展開』岩波書店, 1995年1月, 62頁。
- (14) 安岡重明『三井財閥史—近世・明治編』教育社歴史新書, 教育社, 1984年5月, 12-13頁。

- (15) 安岡, 天野編著, 前掲書, 63頁。
- (16) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館, 1985年2月, 32頁。
- (17) 安岡重明, 前掲書, 60-61頁。
- (18) 財団法人日本経営史研究所編『三井両替店』三井銀行発行, 1983年7月, 60-62頁。
- (19) 安岡重明, 前掲書, 62-73頁。
- (20) 西川 登『三井家勘定管見』1993年2月, 白桃書房, 335頁。
- (21) 河原一夫『江戸時代の帳合法』ぎょうせい, 1977年8月, 277-289頁。
- (22) 西川 登, 前掲書, 126頁。
- (23) 安岡重明, 前掲書, 100-105頁。